

オランダ植民地統治と法の支配 ——統治法109条による「ヨーロッパ人」と「原住民」の創出——*

吉 田 信**

Colonialism and the Rule of Law: The Creation of "European" and "Inlander" in the East Indies*

YOSHIDA Makoto**

This paper aims to give a brief overview of Dutch colonialism by focusing on the Regeringsreglement, regarded as the basic law of the East Indies. Close attention is paid to article 109 of the Regeringsreglement. This article provided the basis for racial criteria, dividing the inhabitants of the East Indies into "European" and "Inlander," a division which had great influence in determining the features of colonial government in its legal, administrative, and social aspects.

The Regeringsreglement became law in 1855 as a result of constitutional revision in the Netherlands in 1848. The revision, guided by J. R. Thorbecke, a prominent liberal who later led three cabinets, established a governing principle based on the rule of law. This principle, constitutionalism, introduced certain political rights such as freedom of press and association and direct voting. This was a fundamental change in policy that affected the guiding principles of government not only in the motherland, but also in the East Indies. The rule of law defines the limits of government power over inhabitants by demarcating a line between the public and private spheres. A constitutional colonial government would not be able to use its power arbitrary, as it had in the past.

However, all inhabitants could not equally exercise rights in the East Indies. Those categorized as Inlander had to obey adat law. European, i.e. Dutch, law was only applied to those regarded as European. Article 109 of the Regeringsreglement denoted who belonged to the category European and who did not, thus creating the legal concepts "European" and "Inlander" which became the basis of the dual legal structure of the East Indies. In other words, colonial society came to be organized in terms of the Dutch legal order.

There was another reason to introduce article 109. Debates at the time revealed the responsible parliamentary committee's serious objections to the religion-based equalization of Inlander and European Christians. It was mainly for political reasons that religious criteria were abandoned. As Christian Inlanders would not be subject to the burdens of the culture system if granted equal status with Europeans, the committee demanded the Indies government drop the religious criteria. This in turn meant a fundamental transformation in how people were perceived, religious criterion being replaced by national or racial criterion.

* 本稿は文部科学省科学研究費若手研究(B)「オランダ植民地統治の研究」の研究成果の一部である。

** 神戸大学大学院法学研究科; Graduate School of Law, Kobe University, 2-1 Rokkodai-cho, Nada-ku, Kobe 657-8501, Japan

As these legal categories penetrated colonial society, they provided a framework on which not only the Dutch but all the inhabitants of the colony relied. The term "Inlander" came to be seen as a passive word by the indigenous people of the East Indies, who began to demand that the Dutch replace it with "Indonesian," a term the colonial government would not allow to be used officially until the end of the Japanese occupation.

Keywords: Netherlands, colony, government, European, Inlander, East Indies, nation, race, nationalism

キーワード：オランダ, 植民地, 統治, ヨーロッパ人, 原住民, 東インド, 蘭印, 国民, 民族, 人種, ナショナリズム

「とにかく、あなたは原住民なんですから、
ハナフィ」「……僕がマレー民族だということを忘れてくれ、コリー。法律の力で、
僕は君と同じ民族になったのだ」[ムイス
1982: 3, 142]

I はじめに——1854年統治法と住民区分の意義

植民地統治の原則を確立するためのオランダによる試みは、1795年のネーデルラント連合共和国崩壊に伴い成立したバタヴィア（バターフ）共和国に端を発する。バタヴィア共和国は1798年に憲法を公布し、そのなかでネーデルラント連合共和国時代に東インド会社に与えられていた特許を無効とするとともに、植民地を国家の所領（bezittingen）と宣言した。これを受けて、植民地統治は国家により正式に担われることとなり、バタヴィア共和国は、統治原則の確定を目的として1804年に「バタヴィア共和国アジア領憲章（Charter voor de Aziatische Bezittingen van de Bataafse Republiek）」を制定する。これを嚆矢として、バタヴィア共和国からオランダ王国（1806–1810），さらにはフランス帝国への併合（1810–1813）といった数度の政体の変更に伴い、統治原則の法制化が断続的になされていった。

しかし、フランス革命とナポレオン戦争の動乱のために安定的な政体がオランダ本国では確立せず、他方、東インドの植民地は一時的にイギリスの統治下におかれたこともあり、これらの立法は植民地で実質的な効力を伴っていたわけではなかった。フランス支配を脱した後にも、オランダは1818年、1827年と植民地統治の法制化（蘭印統治法：以下統治法）を試みるが、これらは公布されなかった。1830年と1836年にも統治法が施行されたが、その実質的な内容は、強制栽培制度導入に関するものであったり（1830年）、蘭印評議会（Raad van Nederlandsch-Indië）の権限に対象が限定されていたりと（1836年）、植民地統治にとっては部分的な意義しか有していなかった [Kleintjes 1911: 16–26; De Louter 1914: 79]。これに対し、1854年に成立、翌年発効した統治法は、限定的な性格にとどまっていたそれまでの統治法とは異なり、植民地

統治の基盤を確立するものとなった。¹⁾

1854年統治法 (Regeringsreglement) の正式な名称は、「オランダ領東インド統治政策に関する規則確定のための法律 (Wet tot Vaststelling van het reglement op het beleid der regering van Nederlandsch Indië)」といい、その名称 (統治=regering+規則=reglement) の示すとおり、植民地の司法・行政といった統治機構のみならず、住民区分や宗教、教育を含む統治全般に関する規則を定めていた²⁾ [Dekker en Van Katwijk 1993: 13; Kleintjes 1911: 29; De Louter 1914: 109; Westra 1927]。この統治法は、植民地にとっての憲法とみなされ、東インドの将来の自治領への移行を念頭において、1925年には全面的な改正を経た「東インド国家組織法 (Indische Staatsregeling)」として公布され、インドネシアの独立に至るまで効力を有した。³⁾

統治には、統治者と被治者との関係を一定の秩序に従い律する側面が含まれる。このことは植民地統治にも該当する。植民地を統治するためには、領土に対する主権の所在を確認するだけではなく、そこに居住する住民を区分し、管理していくことが前提となる。そのため、1854年統治法では、第6篇において東インドの居住者に関する規定がはじめて設けられた。とりわけ、統治法109条は、東インドの住民を「ヨーロッパ人」と「原住民」とに区分することによって「植民地問題の中核」を形成したと言われている [Wertheim 1991: 367]⁴⁾ マルハダントは、109条の特質に関して、「二つの主要な集団の区分は人種の相違 (rasverschil) に基づいており、われわれの行政と司法の全体系と結び付き、われわれの植民地制度における組織の至る所に現れている」と指摘していた [Margadant 1891: 25]。

植民地統治の進展は、植民地の社会空間を行政権力の秩序に基づき編成することを意味し

1) 1854年の統治法は、公布年をとって1855年統治法と表記される場合もある。オランダでは、議会を通過した法律でも、国王による承認を経て官報に記載されない限り発効しない。したがって、法律の成立年と施行年とが異なることがままある。

2) 1854年統治法は、全9篇からなる。第1篇統治、第2篇東インド政庁の権限と義務、第3篇中央行政、第4篇地方行政、第5篇司法、第6篇居住者、第7篇宗教、第8篇教育、第9篇通商と航海、である。

3) 1922年の憲法改正により、憲法からは「植民地」という言葉が削除された。このことは、海外領土が将来自治領へと移行する可能性を開いた。1925年の統治法改正もこの関連で理解する必要がある。現在でも西インドの海外領であるオランダ領アンティルとアルバは、独自の憲法を備える自治領としてオランダとともにネーデルラント王国を構成している [吉田 2002: 33, 42-43]。

4) オランダにおける109条をめぐる研究は、インドネシアの独立を境に衰えていった。植民地統治下の研究は、統一法典学派とアダット (adat) 学派との間の緊張関係により特徴付けられる。109条を廃止してヨーロッパ人と原住民の双方に等しくオランダ本国法の適用を主張する統一法典学派と、原住民の慣習法を尊重するアダット学派との対立は、単なる植民地法律学の領域にとどまらず、植民地統治の方針と密接に関連していた [Bijlagen 1903; Commissie 1920; Nederburgh 1918; Carpentier Alting 1926]。インドネシアの独立以降は、オランダの戦後処理を背景とする植民地研究全般の停滞を受けて、近年に至るまで109条を対象とする研究は比較的少数に限られていた [Fasseur 1992b; Van der Wal 1966; Wertheim 1964]。国民国家形成の観点から植民地統治に関する研究の必要性が指摘されるにつれ、近年では研究の進展がみられるようになった [Cribb 1994]。とりわけ、ファン・デン・ドゥールによる植民地統治に関する研究は、今後の研究の進展を示唆している [Van den Doel 1994; 1996]。

た。ウェルトハイムやアンダーソン、永積によると、「原住民」という範疇は植民地社会への浸透に伴い現地住民に「われわれ」意識の雰囲気を提供することとなり、インドネシア・ナショナリズムを準備したものと説明されている [Wertheim 1964: 136–141; Anderson 1991: 122–123; 永積 1980]。事実、1941年に東インド政府へ提出された統治法検討委員会の報告書は、「多くのインドネシア人、殊に知識層」が「原住民」にかわり「インドネシア人 (Indonesier) という呼称を望んでいる」ことを指摘していた [Commissie 1942: 145]。このように、統治法 109 条による住民区分は、オランダ植民地統治の構造及びその特質のみならず、東インド社会を理解するうえで重要な意義を有している。

統治法の制定は、オランダ本国における 1848 年の自由主義的な憲法改正に伴う国民国家の成立と密接に関連していた。憲法改正が統治法制定の根拠となったことは、オランダの植民地史において広く知られている。しかし、憲法改正の根底にある政治的原理が植民地統治の原則をどのように準備したのかについては言及されていない。⁵⁾ 本稿は、この点を明らかにすることを目的としている。

植民地統治の原則を定めることになった統治法の制定は、オランダ本国における政治的原理の転換とどのように関連していたのか。東インドに居住する住民は統治法によってどのような基準に従い区分されたのか。さらに、法的な住民区分は統治の観点からどのように位置付けられていたのか。以下、統治法の制定過程、並びに統治法による住民区分を概観した後、109 条の立法過程を検討していくとともに、「ヨーロッパ人」と「原住民」との間の法的な地位の移行の可能性についても最後に整理したい。

II 統治法の制定過程——法の支配の確立と植民地統治原則

オランダは、1813 年にフランスの支配を脱して独立を達成し、1814 年にネーデルラント連合、翌 1815 年にはベルギーを加えたネーデルラント王国となる。国王ウィレム 1 世は、「啓蒙専制君主」として振舞い、オランダ語化を柱とする公的ナショナリズムを浸透させようとするが、ベルギーの反発と、1830 年の分離を招くことになった。この間、ベルギーという宗教的にも言語的にも異質な「他者」との接触を通してオランダ国民の理念が模索されていた [吉田 2001]。しかし、市民の政治的権利が制限されていたのみならず、宗教的にはカルヴァン派が国教とみなされて、カトリック教徒の公的活動（公の礼拝や公職就任）が制限されており、政教

5) 1848 年の憲法改正を、他のヨーロッパ諸国の文脈と関連させつつ自由主義思想の展開も含めて論じた代表的な研究としては、ストゥールマンによるものあげることができる [Stuurman 1992]。しかし、ここでも本国での憲法改正に伴う政治的原理の転換と植民地統治との連続性については触れられていない。

分離は退けられていた。議会は、主として名望家によって占められ、都市に台頭してきた新興ブルジョワ勢力を背景とする自由主義者はごく少数であった。

このような政治的状況は、1848年に2月革命の影響を受けた憲法改正によって根本的に変化する。憲法改正委員会の報告書は、改正の目的を「国民国家 (nationalen Staat) の条件を探る」ことにあると明言していた（強調原文：以下断りがない場合強調は原文）〔吉田 2000: 20〕。報告書を起草した委員会議長のトルベッケ（Thorbecke）は、この目的を市民の統治への参加により達成しようと考え、宗教に関わりなく市民権を享受する主体をオランダ「国民 (natie)」と規定した。トルベッケは、国家を公的領域と私的領域とに峻別し、集会・結社の自由、信教の自由、直接選挙を導入するとともに、公権力の行使を一定の手続きにより制限することで立憲主義的基盤を憲法に与えた〔Poortinga 1987〕。憲法改正に伴い、国籍法、州法及び地方自治体法、選挙法といった一連の法律が制定されることになった。

立憲主義の確立は、統治原則が国王の恣意的な権力ではなく、「法の支配」に依拠することを意味する。法の支配の貫徹は、本国と植民地との憲法上の関係に変更をもたらすとともに、植民地の統治原則にも変更をもたらした。1814年及び1815年の憲法は、オランダの植民地と所領 (koloniën en bezittingen) に関する「最高統治権 (opperbestuur)」を国王へ「独占的に (bij uitsluiting)」認めていた〔Van Hasselt 1979: 172, 220〕。国王自身並びに議会の多数は、この規定を、植民地に関する立法及び行政権が国王のみに委ねられたものと解釈していた。そのため、植民地政策は国王と植民地相、あるいは東インド総督の独自の判断に基づき実施され、彼らは議会に対して責任を負わなかった。しかし、「統治の責任原則は、植民地にも適用されるべきである」という報告書の趣旨に基づき、憲法からは「独占的に」という文言が削除され、植民地の監督権は議会に移された〔Commissie 1848: 45〕。政府は、植民地に関する政策や予算について議会から監督を受けるとともに、責任を負うことになった。⁶⁾

植民地自体の統治原則にも変更が生じた。それまで植民地に部分的に施行されてきた法令は、主として総督の権限に関する方針を規定するのみであって、居住者の権利規定を設けていなかった。トルベッケは、植民地行政に与えられていた絶大な権限から法律により居住者を保護し、その権利と義務を明確にする必要があると考えていた。報告書は「植民地統治のためには、規則、秩序及び法も必要である」ことを指摘し、新たな植民地統治の法制化を答申した〔loc. cit.〕。この答申は憲法 59 条の規定に反映された。59 条 2 項は、「そこ [植民地及び所領] での統治政策に関する規則 (de reglementen op het beleid der regeering) は法律により定められる」ことを規定し、統治法制定の根拠となつた。こうして、植民地はオランダ本国で確立

6) 植民地の予算が法律の形式をとり、議会の完全な監督下におかれるのは、1864年の東インド会計法 (Indische Comptabiliteitswet) の成立による。

した法の支配に基づき統治されることとなったのである。

1848年憲法は、附則の5条において、憲法公布後3年以内に統治法の審議に入ることを定めていた。憲法改正の翌年に発足した第1次トルベッケ内閣で植民地相に就任したパフト (Pahud) は、この規定を受けて、1851年10月29日に統治法の法案を下院に提出した。法案は、議会の閉会に伴い審議未了となり、1852年10月4日に無修正で再提出された。議会下院は、政府の法案を検討する委員会の設置を決定し、総督及び植民地相経験者のバウト (Baud)，元総督で後に植民地相を務めるロフッセン (Rochussen) といった東インド専門家に加え、植民地の自由主義的改革の必要性を訴えてきたファン・ホエファル (Van Hoëvell) らを委員に任命した。⁷⁾ 委員会は、政府案の検討後、1853年3月12日に仮報告書を公表する。この報告を受けて植民地相パフトは、同年12月15日に修正案を提出した。修正案は、再度委員会の検討に付され、1854年4月22日に報告書が公表された。同年6月15日に政府の最終案が下院に提出され、委員会は7月11日に賛成3票反対1票により法案を下院審議に付すことを決めた。⁸⁾

ファン・ホエファルは、法案審議の延期を主張して反対票を投じた。これには、統治法の法案が、議会下院の委員会による検討を経て修正される過程で生じた政権交代が背景にあった。カトリック教会の活動自由化をめぐるプロテスタント系保守派の抵抗により1849年に発足した第1次トルベッケ内閣は1853年4月に倒壊していた(4月騒動: aprilbeweging)。翌月実施された総選挙の結果、植民地相を含む一部の閣僚が引き続き内閣にとどましたが、保守派を中心とする組閣がなされることになった。ファン・ホエファルは、次回総選挙での自由主義諸派の失地回復を待った後に統治法の審議入りを図ることで、より自由主義的な性格を法案に与えることを望んでいた [Van den Doel 1996: 100–102]。

ファン・ホエファルの意図に反して下院へ送られた法案は、1854年7月17日から集中審議にかけられ、8月8日の採決において賛成38票反対19票により可決された。反対票を投じた者の中には、ファン・ホエファルや、植民地立法に関する議会の権限を明確に規定することを望む立場から反対を表明したトルベッケといった自由主義者以外にも、フルーン・ファン・プリンステレル (Groen van Prinsterer) のように自由主義的な憲法に反対していた保守系の政治家も含まれていた。下院を通過した法案は上院へ送られ、8月31日に審議及び採決が行われ可決された。

憲法改正委員会の報告書は、統治法制定の趣旨を説明するにあたり、「植民地と母国は互いに

7) 全委員の名称は次のとおりである。ファン・ホエファル、ロフッセン、バウト、ホデフロイ (Godefroi)，そしてブラウポット・テン・カテ (Blaupot ten Cate)。

8) この時の委員は、バウト、ファン・ホエファル、ホデフロイ、ヘフェルス・ファン・エンデヘースト (Gevers van Endegeest) にストルテ (Stolte) である。議長は、票決が同数の場合にのみ裁決に加わる。

より密接な知識と利益の共同体になるように努めねばならない」と、本国と植民地との関係に言及していた [Commissie 1848: 45]。報告書の趣旨を受けて、統治法の法案に添えられた覚書は、東インド統治に関して二つの原則を表明した。

統治原則 (*beginseLEN van bestuur*) に関して……支配する国家にとっての必要性と手段を正当に考慮すると、政府にとって最大限の保障を得ることのできる原則の採用が適切と思われる。第一に、オランダの権威 (Nederlandsche gezag) が被征服地において平和的手段 (vreedzame middelen) により維持されるべきこと。……第二に、土着の住民の安寧 (welvaart der inheemsche bevolking) を維持しながら、被征服地がオランダに対して征服の目的となる物質的な利益を供給しつづけることである。[Handelingen I 1851–1853: 23]

「平和的手段」による「オランダの権威」の維持が言及されている背景には、ジャワ戦争やパドリ戦争の戦費に伴う本国の財政状況の悪化があった。統治法の覚書はジャワ戦争の指導的人物であった「ディボネゴロ」について度々触れており、植民地経営の観点から統治手段として物理的暴力を可能な限り排除することが考慮されていた。

「土着の住民の安寧」という文言は、統治の対象となる現地の住民を政府が認識していたことを示している。事実、覚書は「オランダ領〔東〕インドは被征服地であり、その一部には数多くの急速に増加しつつある住民が居住していることを見落としてはならない」と、「土着の住民」の存在に注意を促していた [loc. cit.]。さらに、これらの住民について覚書は、「〔東〕インドにヨーロッパ人が初めて現れるはるか以前から、秩序ある社会と規律ある統治の下に暮らしていた」ことを指摘するとともに、「多大なる進展が……固有の文明においてもなされ……そのことは、ジャワに関する限り、人為的な言語、優美な文字、固有の文学の保持から理解できる」と、彼らの社会の自律性を評価していた [loc. cit.]。

このような「固有の文明 (eigenlijke beschaving)」を備えた「土着の住民」に対する認識は、彼らを統治構造に組み込む際に、本国とは異なる権利上の扱いとして反映されることになった。統治法制定の直接的な契機となった憲法改正は、トルベックを代表とする、自由主義の原則的な適用を重視する「純理派 (doctrinaire)」により実現されたにもかかわらず、憲法改正に伴い制定されることとなった統治法からは、自由主義的性格が排除された。例えば、政府は統治法の法案に添えた覚書の中で、「原住民に対しては出版の自由は与えられない」ことを明確に述べていた [ibid.: 24]。憲法の保障する集会・結社・出版の自由などの権利は、植民地には導入されなかった。こうした統治法と憲法との性格の相違を示す象徴的な議論が、委員会内部で交わされている。

憲法 3 条は、オランダ国内において、あらゆる者の身体と財産 (persoon en goederen) が等

しく保護される「法の前の平等 (gelijkheid van allen voor de wet)」を定めていた [Handelingen II 1853–1854: 171]。統治法 108 条は、これに相当する条項であり、「オランダ領東インドの領土にいるあらゆる者は、身体と財産の保護について権利を有する」ことを規定していた。しかし、憲法 3 条と比べると統治法 108 条からは「平等な (gelijke)」という文言が削除されていた。委員会の報告書からは、ある委員がこの点に疑問を呈したことが記されている。これに対する別の委員の解答は次のようなものであった。

身体と財産の保護に関する平等な権利 (*gelijke aanspraak op bescherming van persoon en goederen*) ……をここに付け加えることは不可能である。なぜなら統治法は、決してすべての者に対して等しい権利を認めているのではないからである。考えられるのは、オランダ人と外国人との間の差別 (*onderscheid tussen Nederlanders en vreemdelingen*)、ヨーロッパ人と原住民 (*Europeanen en inlanders*) との間の差別のみである。[Handelingen I 1851–1853: 206]

統治法制定者の意図は、被治者の権利と義務を定めることで、行政の恣意的な権力の行使から被治者を保護することにあった。これは、立憲主義的原則に基づく法の支配を植民地にも適用することを意味していた。だが、立憲主義には法の支配と関連しながらも、それとは異なる側面が含まれている。それが立憲主義の自己立法的側面、すなわち被治者が自ら統治を構成 (constitutie) するために政治参加を果たすことであり、植民地においては、自由主義的な権利の排除によりこの側面は抑制されていた。⁹⁾ 本国では財産制限つきながらもオランダ国民に参政権が付与されることによって被治者の統治への関与が実現したのに対し、統治法は植民地統治に参加する手段を被治者に対して認めていなかった。報告書が示すように、東インドの「原住民」は「ヨーロッパ人」あるいは「オランダ人」から排除されたうえで、被治者の享受する権利を差別的に適用されることとなったのである。

III 統治法による住民区分の概観

1848 年の憲法は、居住者に関する規定を設けていた。これは、市民権（参政権及び公務就任権）を享受する主体を憲法において規定する必要が生じたためであった。憲法 5 条は、市民権を享受するためにはオランダ「国民」でなければならないことを定め、これを受けてオランダ国民の要件が国籍法により規定されることとなった。オランダ国民を定めることは、その要件に該当しない者を外国人とみなすことと一体である。したがって憲法の居住者規定は、国籍を

9) オランダ語の *constitutie* には、憲法という意味も含まれる。

表1 統治法における住民区分

該当条項	基 準	住民区分
105・106条	居住資格 (Ingezetenschap)	居住者 (Ingezeten) / 非居住者 (Niet-Ingezeten)
107条	国籍 (Nederlanderschap/Nationaliteit)	オランダ人 (Nederlanders) / 外国人 (Vreemdelingen)
109条	民族籍 / 人種 (Landaard/Ras)	ヨーロッパ人 (Europeanen) / 原住民 (Inlanders)

出所：筆者作成

基準とするオランダ人と外国人という区分を示すことになった。

1855年の統治法施行以前に植民地へ施行された法令は、住民区分に関する明確な規定を設けていなかった [Margadant 1891: 2]。これに対して、統治法は憲法の居住者規定を踏襲する形で、第6篇において東インドの居住者に関する規定を設けた。だが、本国とは異なる条件の下に多様な住民が混在している東インドに対して憲法の居住者規定を直接採用することは不可能であった。そのため、統治法の住民区分は「居住資格」「国籍」「民族籍／人種」という三つの基準を採用することとなった（表1）。

統治法105条及び106条は「居住資格」に基づく「居住者」と「非居住者」という区分を定めている。居住者とは、東インドでの出生に基づく「生来の者 (inboorlingen)」あるいは法的手段により居住を許可された者とに分類される。生来の者をめぐっては、当初、東インドで出生したすべての住民を生来の者とみなす見解がある一方、他方ではそれを「原住民」に限定する見解が対立していた。政府は法案の覚書において「居住資格の指標として出生を明確にする」必要性に触れ、「ここでの生来の者とは原住民について言及したのではない」ことを説明していた [Handelingen II 1853–1854: 171]。政府の趣旨は東インドで出生したすべての者を生来の者とする点にあった。東インドで出生した者は、事実上の「居住地 (woonplaats)」が既に確立していることを根拠として、居住資格を自動的に取得した。

公務によりオランダ本国から東インドに派遣された者を除き、東インドの外で生まれた者は、居住資格として「書面による許可 (schriftelijke vergunning)」を得る必要があった。ジャワ及びマドゥラでは、総督あるいは総督代理による許可、外領では地方行政長官からの許可を必要とした。書面による許可の要件としては、渡航目的・生計手段の証明・2名の居住者による身元保証書の提出が定められていた。政府は、最初の法案では「外国人は国王に対する忠誠の宣言を行う義務がある」と、忠誠宣言の義務規定を要件に盛りこんでいた [Handelingen I 1851–1853: 18]¹⁰⁾ しかし、法案を検討した委員会は、答申書において「どのような外国人も、

10) 忠誠宣言は、ラッフルズによるジャワ統治と関連していた。英國統治下のジャワでは、居住の継続を望むすべてのオランダ人に対して、英國国王への忠誠宣言が義務付けられていた。ジャワに対するオランダの主権回復後にも、英國人の一部が居住し続けており、政府はこれらを忠誠宣言の該当者とみなしていた。

自らの公民権 (staatsburgerschap) を失うことなく、そのような宣言を行うことはできない」と、政府案に反対した [loc. cit.]。さらに、法案段階で要請されていたオランダ人に対する要件は、下院審議での修正案に基づき、適用除外が認められた。

委員会は、政府の統治原則を引用しながら、居住資格を「オランダの権威を維持」するための「平和的手段」として位置付けていた [Handelingen II 1853–1854: 163]。居住資格は、「原住民の安寧を維持しつつ、オランダに物質的利益を確保する」ための前提とみなされていた [loc. cit.]。政府と委員会の双方は「オランダに物質的利益を確保する」具体的手段として「入植／植民地化 (kolonisatie)」を重視しており、入植者を管理するために居住資格を設ける必要が生じたのである。

政府と委員会は、「入植／植民地化」を通じて、ヨーロッパから東インドに民間資本を導入することを想定していた。資本の導入によって、主として強制栽培の対象となる農産物の加工工場を設立することが政府及び委員会の共通した目的であった。このことは、他のヨーロッパ諸国からの移民に伴う資本の導入に東インドを開放することを意味していた。だが、「入植／植民地化」は資本導入の観点からのみ理解されていたのではなかった。「入植／植民地化」は、東インドに「オランダの要素を運び込む」とともに「母国と植民地との紐帯を強化する」ものとみなされていた [ibid.: 358]。政府は「入植／植民地化」によりオランダ人の定住が確立した地域では、「オランダの主権 (souvereiniteit van Nederland) が承認されたことを示す」と考えていたのである [ibid.: 458]。

そのため、政府と委員会との間で交わされた「入植」に関する議論では、「植民者 (volksplanters)」の名称がオランダ人のみに限定され、他のヨーロッパ系住民は単なるプランターとして理解された。インディゴ、砂糖、茶といった農産物の加工工場監督者として東インドに定住する「すべてのヨーロッパ人が、オランダ人であるというわけではない」と、政府は指摘していた [ibid.: 462]。同時に、東インドの「平安と秩序 (rust en orde) を乱す、あるいはわずかでもその疑いのある者に対して、非常に強大な武器となる強制退去の権限を政府が持つ限り」、東インドでの外国人の居住及びオランダ人の増加に対して政府は懸念を抱いていなかった [ibid.: 353]。

このように、「居住者」という区分は人種や国籍を異にする人々を含む広範な範疇であるために、委員会は政府に対して「外国人という言葉にどのような広範な意味が付与されねばならないのか」明確な規定を要求した [Handelingen I 1851–1853: 204]。委員会は、誰がオランダ人か、また誰が外国人であるのかを統治法において明確にする必要性を指摘していたのである。

「外国人」の意味は、対比される「オランダ人」の規定により定義される。誰がオランダ人かは、オランダ国籍の保持を基準として定められた。「国籍」に基づく「オランダ人」と「外国人」という区分は、統治法 107 条に規定があり、107 条は国籍についてオランダ本国の国籍法に準

拠することを述べている。国籍法は、オランダ国籍の取得と喪失に関する要件を定めており、これに基づいてオランダ国籍を保持する者が法的なオランダ人となり、外国人とはオランダ国籍を保持しない者となる。1855年に統治法が施行された時点で、オランダ国籍に関する規定は二つ存在していた。第1に、1838年に施行された民法典の5条から12条までの国籍規定、第2に、1850年に成立した国籍法である。

国籍を付与する原理に生地主義と血統主義がある。植民地の住民に対する国籍は、二つの国籍規定がそれぞれ依拠する生地主義と血統主義とのズレによって異なる帰結をもたらした。民法典5条1項は、オランダ人を「オランダあるいは植民地においてそこに定住している両親から出生した者」と規定していた。他方、1850年国籍法の1条1項は、オランダ人を「ヨーロッパにおける王国内に定住する両親から出生した者」と定めていた。二つの生地主義規定を比較すると、出生地の要件に相違がある。民法典の国籍規定は、「植民地において」出生した原住民に対してオランダ国籍を認めている。しかし、1850年の国籍法からは「植民地」という文言が削除されており、この規定によれば両親がオランダ人でない限り、植民地で生まれた者はオランダ国籍を取得することができなかった。

既に触れたように、1848年の憲法改正は、市民権を享受する主体をオランダ国民とし、オランダ国民の要件を別途法律により設けることを定めていた。これを受けて成立したのが1850年の国籍法である。1850年国籍法の下院審議では、「原住民」に対するオランダ国籍が議論された。この時の審議でトルベッケは、民法典を根拠とした「原住民」のオランダ国籍を否定していた〔吉田 2000: 40〕。加えて、植民地に対して1848年に施行された民法典からは国籍規定が削除されていた。このため、民法典の国籍規定はオランダ本国でしか効力を有さず、植民地においてこれを根拠とするオランダ国籍の取得は、既にオランダ国籍を保持する者との婚姻を除き不可能であった。さらに、1850年の国籍法では国籍規定に血統主義が導入されていた。これにより、「原住民」のみならず植民地に居住するヨーロッパ系住民がオランダ国籍を取得する可能性も排除されることとなった〔同上書: 34〕。

統治法の制定過程において、政府は1850年国籍法の審議を参考しつつ、法案覚書のなかで植民地の「原住民」に対するオランダ国籍及び植民地に定住するヨーロッパ系住民から生まれた子に対してオランダ国籍を認めないことを明言していた〔Handelingen II 1853-1854: 462-463〕。それゆえ、統治法の制定時点で植民地においてオランダ国籍を保持した住民集団は、オランダ本国から東インドへ移住した者及びその子孫に限定された。

第3の住民区分は、「民族籍」あるいは「人種」に基づく「ヨーロッパ人」と「原住民」という区分である。統治法109条は、東インドの司法に関する総則を定めた統治法第5篇75条と関連している。75条1項は「ヨーロッパ人に関する民法並びに商法における条項は、刑法同様、一般法令に基づき可能な限りオランダに存在する法律と一致」することを規定していた。さら

に、同条3項は「原住民の宗教上の法、制度（instellingen）と慣習（gebruiken）は、一般的に認められている公正さと正当性の原則に抵触しない限り、原住民の裁判官によって適用される」ことを規定していた。¹¹⁾

75条は、1項において東インドに居住する「ヨーロッパ人」にオランダ本国法を適用する一方で、「原住民」に対しては3項の規定に依拠して「宗教上の法、制度と慣習」の維持を意図していた。この結果、東インドの司法は、オランダ本国法と慣習法の並存する「二重構造」によって特徴付けられた。植民地に対する法の支配の貫徹は、慣習法を排除したオランダ本国法の一元的適用という形態を採用せず、「原住民」社会の自律性を前提としたうえで慣習法を統治構造に包摂する形態を採用した。109条は、これと関連して「ヨーロッパ人」及び「原住民」という主体を規定することになった。

IV キリスト教と一般規定による住民区分——109条の法源

1852年に提出された法案では、後の109条に該当する条項は97条となっている。政府は、法案に添えた覚書において、97条の規定する住民区分を、1848年5月に施行された「オランダ領東インドに対する立法的一般規定（Algemeene Bepalingen van Wetgeving voor Nederland-sch-Indië）」（以下、一般規定）から採用したことに言及している〔Handelingen I 1851–1853: 46〕。

一般規定とは、1838年に本国で編纂を終えた一連の法典（民法典、商法典、民事訴訟法）を植民地へ導入する際の総則を定めた法律である。オランダにおける近代法の起源は、フランス支配下に導入されたナポレオン法典にあり、法典はオランダ独立後も効力を有していた。1830年7月30日の勅令は、法典編纂事業の開始と、編纂を終えた法典が植民地に対しても可能な限り本国と同様に適用されることを命じていた〔Dekker en Van Katwijk 1993: 11〕。1838に法典編纂が終わると、国王ウィレム1世は翌年、植民地への法典適用を検討する委員会を設置し、1847年に一般規定の草案が起草され、翌年発効した〔André de la Porte 1933: 32〕。

一般規定6条は、東インドの住民を一方で「ヨーロッパ人」及び「それと同等視される人物（gelijkgestelde personen）」、他方では「原住民」及び「それと同等視される人物」とに区分している〔Engelbrecht 1940: 164〕。「ヨーロッパ人」と「原住民」という住民区分は、9条の「[植民地に導入される] 民法及び商法は、オランダ領東インドのすべてのヨーロッパ人及びそれと同等視される者に対して効力を有する」という規定と関連していた。したがって、6条による

11) ただし、原住民共同体が自発的にオランダ民法（特に家族法と相続法）に従うことを望む場合には、この規定に例外が設けられる（自発的服従）。

住民区分は、東インドにおいて本国の私法の適用を受ける者とその適用から除外される者を規定していた。

それでは、誰がヨーロッパ人とみなされたのだろうか。一般規定7条1項は、ヨーロッパ人と同等視される人物を「すべてのキリスト教徒 (alle Christenen)」とし、「そこには土着の住民 (Inlandsche bevolking) に属す者を含むものと理解する」と規定していた。続く8条は、「原住民」と同等視される者として「アラブ人 (Arabieren), モール人 (Mooren), 中国人 (Chinezen), 及びその他すべてのイスラム教徒 (Mahomedanen) と異教徒 (Heidenen)」を列挙していた。

一般規定では、原住民キリスト教徒 (Inlandsche Christenen) がヨーロッパ人と同等視されている。東インドの原住民キリスト教徒の起源は、オランダ東インド会社により交易の独占的支配権が確立される以前に遡る。ジャワやマドゥラにおける住民の一部、さらにアンボンやチモール、メナドといった土地ではポルトガル人宣教師の活動によりキリスト教へ改宗した原住民キリスト教徒が存在していた。原住民キリスト教徒に対しては、東インド会社時代から「私法上」ヨーロッパ人と同様の法律が適用されており、ラッフルズもこのことを指摘していた [Hekmeijer 1892: 12–15]。

原住民キリスト教徒がヨーロッパ人と私法上同等の扱いを受けていた理由としては、婚姻、相続及び商取引の観点から説明することが可能である。当時の交通事情を背景として東インドに居住するヨーロッパ系女性の数は限られていたうえに、東インド会社時代にオランダ人に適用されていた旧ホラント州法や「バタヴィア法令 (Bataviasche Statuten)」の21篇は、キリスト教徒と非キリスト教徒との婚姻を禁止していた [ibid.: 9]。オランダ人男性は「正当な」婚姻関係を結ぶためには、キリスト教へ改宗した原住民女性との婚姻以外の選択肢を持たなかつた [Bijlagen 1903: 17; Mijer 1848: 41]。商取引に関しても、キリスト教徒と非キリスト教徒との間の商取引からは罪が生じるとみなされており、これに該当する取り引きに対しては罪の告白を要請されていた [Prins 1933: 638]。一般規定が原住民キリスト教徒をヨーロッパ人と同等視した理由も、東インドのオランダ人社会が彼らを排除しては存立し得ない状況を反映していたものと言える。

婚姻や商取引という行為は、私法の対象領域であり、一般規定の制定意図はその適用のために総則を定めることにあった。この点で、一般規定と統治法の住民区分との間には重要な相違がある。一般規定が私法上の住民区分、すなわち私人間の契約を律する水平的関係を定めた住民区分であるのに対して、統治法の住民区分は、統治者と被治者との垂直的関係を律する公法上の住民区分を定めたものであった。一般規定と統治法における住民区分の性格の相違は、キリスト教を基準とする住民区分の取り扱いにも反映する。このことを象徴的に示すものこそ、原住民キリスト教徒の位置付けであった。

V 原住民キリスト教徒をめぐって——1852年の法案97条に関する委員会報告

1852年に議会へ提出された政府の法案は、97条で「ヨーロッパ人」と「原住民」の規定を設けていた。97条2項は、ヨーロッパ人及びそれと同等視される者を「すべてのキリスト教徒、そこには土着の住民に属す者を含むものと理解する」と述べていた。続く3項は「原住民」規定であり、一般規定の8条と同文である。したがって、97条を一般規定と比較すると97条2項

表2 一般規定及び統治法の住民区分対照表

1848年一般規定 6-10条	1852年法案 97条	1853年法案 105条	1854年法案 112条
6条. オランダ領東インドの居住者は、ヨーロッパ人及びそれと同等視される者、並びに原住民及びそれと同等視される者とに区分される。	1項. この規則及び他のすべての一般的な法令の諸規定は、ヨーロッパ人と原住民との区分に関し、反対の規定の定められない限り、それらと同等視される者に適用される。	1項. この規則及び他のすべての一般的な法令の諸規定は、ヨーロッパ人と原住民との区分に関し、反対の規定の定められない限り、それらと同等視される者に適用される。	1項. この規則及び他のすべての一般的な法令の諸規定は、ヨーロッパ人と原住民との区分に関し、反対の規定の定められない限り、それらと同等視される者に適用される。
7条. ヨーロッパ人と同等視される者は	2項. ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、そこには土着住民に属す者を含むものと理解する、及びその血統（出自）が次項に該当しない他のすべての者。	2項. ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、そこには土着住民に属す者を含むものと理解する、及びその血統（出自）が次項に該当しない他のすべての者。	2項. ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、及びその血統（出自）が次項に該当しない他のすべての者。
1項. すべてのキリスト教徒、そこには土着の住民に属す者を含むものと理解する。	3項. 原住民と同等視される者は、アラブ人、モル人、中国人、及びその他すべてのイスラム教徒と異教徒である。	3項. 原住民と同等視される者は、アラブ人、モル人、中国人、及びその他すべてのイスラム教徒と異教徒である。	3項. 原住民と同等視される者は、アラブ人、モル人、中国人、及びその他すべてのイスラム教徒と異教徒。
2項. 以下の条項の規定に該当しない血統（出自）の者及びその他すべての者。			4項. 原住民キリスト教徒は原住民の首長の権威に服属しつづける、そして諸税、諸公課及び賦役に関しては、中央、地方及び自治体の諸規定と規則に対して、キリスト教を信仰告白していない原住民同様に服すものとする。
8条. 原住民と同等視される者は、アラブ人、モル人、中国人、及びその他すべてのイスラム教徒と異教徒である。			5項. 総督は、蘭印評議会との合意により、この条項に置かれた規則の適用に例外を設けることができる。
9条. オランダ領東インドに導入された、あるいは導入される民法及び商法は、オランダ領東インドのすべてのヨーロッパ人及びそれと同等視される者に効力を有する。			
10条. 総督は原住民キリスト教徒全体、あるいはその一部の自治体に関して、総督が必要と判断する場合には、一時的に前項の規定に例外を設ける権限を有する。			

出所：筆者作成（強調筆者）

及び 3 項が一般規定の 7 条及び 8 条を継承していたことが明らかである（表 2）。

統治法の制定過程で既に触れたように、政府による法案は、議会下院の設置した委員会により逐条検討された。委員会は、法案の検討の後、政府へ報告書を提出した（1853 年 3 月 12 日）。97 条 2 項及び 3 項に関する報告書の所見を検討すると、そこでは原住民キリスト教徒の法的地位が争点となっていたことがわかる。報告書は、原住民キリスト教徒をヨーロッパ人と同等視することをめぐり、委員の間に賛成と反対の立場から「二つの対立する感情」があったことに触れていた [Handelingen I 1851–1853: 205]。

報告書は、数名の委員が原住民キリスト教徒のヨーロッパ人への「同等視をあらゆる点で好ましいと判断」していた、と述べている。同等視に賛成する委員は、「そこ [同等視] には寛大な方針でキリスト教の普及、したがって真の文明（ware beschaving）を普及するための手段がある」と考えていた [loc. cit.]。キリスト教は文明と同一視されていると同時に、ヨーロッパ人と原住民との人種的な相違に優越する価値とみなされていた。

統治法の審議時に、議会外では「旧東インド官吏」と記された匿名の覚書が出版されていた。覚書は「文明とキリスト教とは〔東〕インドにおいても手を携えていけるし、いかねばならない」と主張していた。この覚書では、「宗教的教義を普及する」ために原住民の間にオランダ式教育の導入が提言され、「その [キリスト教] 権威に服するインドネシア群島の民族へ、教育によって徐々に文明への確実な段階（zekeren trap van beschaving）をもたらすことは、オランダの政府にいわば道徳上の責務（zedelijke verpligting）としてかかっている」と、植民地統治における文明とキリスト教の重要性が訴えられていた [Anonymous 1853: 39]。後の倫理政策を先取りする形で、ここではオランダ式教育を媒介として、原住民に対するキリスト教の布教が提唱されるとともに、キリスト教化が文明発展の前提とみなされていた。

しかし、こうした文明とキリスト教に依拠する同等視に肯定的な委員は少数であった。報告書は「より多数の委員は、同等視を非常に危険なものとみなして」いたことを指摘している [Handelingen I 1851–1853: 205]。同等視に伴う「危険」あるいは同等視に否定的な委員の理由は、改宗の社会的及び政治的な観点から考慮されていた。

委員会は、布教の効果を社会的観点から検討した結果「イスラム教徒や異教徒がキリスト教へ改宗したということのみでは……眞のキリスト教（echte Christendom）の普及には貢献しないだろう」と述べている [loc. cit.]。原住民はキリスト教へ改宗しても「異なる社会的状況」に置かれたままである。仮に「イスラム教徒や異教徒」がキリスト教へ改宗した場合、彼らに対する周囲からの非難を容易に想像することができる。その例として、報告書はモルッカ諸島における原住民キリスト教徒の状況を指摘していた。

モルッカ諸島に与えたキリスト教の影響とは、改宗した原住民キリスト教徒が「本来の環境（natuurlijk element）から引き離され、その結果彼らの社会的義務（maatschappelijke

pligten) をほとんど果たさなくなった」ことにあると説明されている [loc. cit.]。改宗により原住民キリスト教徒は周囲の原住民共同体から孤立し、さらに共同体の義務を放棄するようになった。このことが原住民キリスト教徒に対する他の原住民の更なる不満を引き起こす。こうして生じた原住民キリスト教徒に対する「不満は、キリスト教がさらに普及するにつれて、原住民の間でより一般的になつていった」と委員会は指摘していた [loc. cit.]。

委員会は、布教に伴う悪循環の過程を政治的観点からも指摘している。原住民に対する賦役や税、義務供出制度は、統治原則に表明されていた「物質的な利益」という観点から重要な資源とみなされていた。ところが、原住民キリスト教徒は改宗に伴うヨーロッパ人との同等視により、これらの賦役や公課を免除されることになる。報告書からは、委員会がこの点を特に重視していたことが窺える。原住民キリスト教徒がヨーロッパ人と同等視されることにより、「原住民のみに付随する賦役と他の義務は免除されねばならないのだろうか」と、委員会は政府に対して疑問を呈していた [loc. cit.]。

委員会は、キリスト教の布教が統治に及ぼす影響を考慮したうえで、原住民キリスト教徒のヨーロッパ人との同等視が社会的観点と同様に、このような「政治的観点からも誤った結果を生むだろう」という結論を導き出した。委員会は、政府に対して「同等視の基準としての宗教(godsdiens als criterium)」を97条から削除することを提案するとともに、同等視を制限する意図の下、「民族籍(landaard)」を住民区分の基準として採用することを要求した [loc. cit.]。

VI 宗教基準と賦役——1853年の法案105条に関する政府見解と委員会報告

委員会の答申を基に、政府は1853年に修正法案を再度提出する。ところが、ヨーロッパ人と原住民の区分に関する105条に実質的な変更はなされなかった。105条1項はヨーロッパ人と同等視される者に原住民キリスト教徒を含むとともに、2項は「原住民」及びそれに同等視される者として、「アラブ人、モール人、中国人とすべてのイスラム教徒及び異教徒」を再び列挙していた(表2)。政府は委員会の答申にもかかわらず、住民区分の基準として宗教を維持することに固執していた。その理由が覚書で展開されている。

政府は「宗教による区分こそ基準」として維持されるべきと主張した[Handelingen II 1853-1854: 171]。宗教基準を削除した場合、「民族籍の基準は二つの大きな範疇、すなわちヨーロッパ人と原住民しか」示すことができない [ibid.: 172]。ところが、これらの範疇のみでは「混血の範疇(gemengde klassen) ……すなわちヨーロッパ人でも原住民でもない者」を区分する際に困難をもたらすおそれがある。どちらにも該当しない混血の住民に対しては、ヨーロッパ人あるいは原住民のいずれかに彼らを同等視する必要性が生じる。したがって、これら「混血の

範疇」に属する者を区分するためには「同等視を頼みの綱」とせねばならない。政府は、民族籍を採用した場合に伴う困難を考慮すれば、「宗教基準はすべての者を含む唯一の基準」であり、住民区分において「最小限の困難しかもたらさないであろう」と主張していた [*loc. cit.*]。

法案を検討した議会下院の委員会は、「宗教は原住民をヨーロッパ人と同等視するための基準となってはならない、という委員会の全委員の感情からかけ離れているように思われる」と評価した [*ibid.: 360*]。報告書はさらに、宗教基準の「規定から生じる多大な困難を予期しており、政府がキリスト教徒原住民 (Christen-inlanders) のヨーロッパ人との同等視の帰結を想像しているのかどうかを疑っている」と強い調子で疑問を呈した [*loc. cit.*]。

委員会は、改宗を名目上の改宗と実質的な改宗とに区別したうえで、宗教基準への反対意見を展開している。彼らは、キリスト教が原住民の間に長期間普及した結果、デサ（村落）の全住民がキリスト教に改宗したスラバヤ近郊の地区を例としてあげている。そこでは、「改宗した原住民は以前と同じ社会的状態」にあり、彼らが「宗教上あらゆる点において自らを他の同郷人と同一視している」ことを委員会は指摘した [*loc. cit.*]。

改宗の実質的内容に関する疑問に加えて、委員会は原住民によるキリスト教への改宗がもたらす法的及び政治的帰結を憂慮していた。原住民キリスト教徒をヨーロッパ人と同等視することは、原住民に対する司法上の規定のみならず、行政上の取り扱いにも変更が生じることを意味したからである。東インドの司法は、ヨーロッパ人に適用されるオランダ本国法と原住民に適用される慣習法との併存による二重構造を採用していた。地方行政に関する統治法 67 条も同様の規定である。67 条は、原住民共同体が自ら選出する首長あるいは統治者に共同体の管理を委ねることで、原住民行政とヨーロッパ人行政との併存による間接統治の法的根拠を与えていた。

デサは、こうした原住民行政の基礎に位置付けられていた [植村 2001]。デサを原住民行政の基本的単位とすることは、原住民をデサに拘束したうえ、デサ単位での賦役や課税を意図していた。ところが、「デサの全住民がキリスト教徒となった場合、彼らはもはや原住民共同体を形成しておらず、したがって統治法 67 条の規定は適用されなくなる」と報告書は指摘した。67 条が適用されないことは、「住民が全く異なる方法によって統治されねばならなくなる」ことを意味する。彼らは「ヨーロッパ人となり、したがって、もはやサワ（水田）に関する権利を保持しているとはみなすことができなくなる」と委員会は考えていた [Handelingen II 1853-1854: 360]。

委員会は、このことが原住民を支配する行政単位としてのデサの崩壊を意味すると考えていた。そのため、委員会は宗教基準による原住民のヨーロッパ人との同等視が「賦役とどのように関連する」のか、また、キリスト教徒原住民が「ヨーロッパ人と同等視された後に、このこと〔賦役〕を彼らに要求することができるのだろうか」と政府に問い合わせた。委員会が原住民

の間での改宗の進展を快く思っていなかったことは、報告書の末尾からも窺うことができる。報告書はキリスト教の布教を進めた過去を次のように評価していた。

……われわれの祖先の致命的な考えは、彼らがモルッカ諸島でキリスト教の普及を推し進めるために、その新たな教えを奉じた原住民へ特權を認めたことである。モルッカ諸島のキリスト教徒はそれによって自らの環境から引きぬかれてしまった。彼らはキリスト教の受容を、社会的な義務を放棄するための許可と理解した。彼らは中途半端な存在 (half-slachtige wezens) であり、眞の文明にはなじまないのである。[ibid.: 361]

宗教基準を維持することに対する委員会の懸念には根拠があった。例えば、1849年の植民地報告書 (Koroniaal Verslag) は、原住民キリスト教徒がヨーロッパ人との同等視を根拠として賦役免除を要求していたことに言及していた [Prins 1933: 665]。しかも、布教はその後も進展し続ける。統治法成立後の 1857 年に、ある理事官 (レジデント) から東インド政庁に提出された報告書は、ミナハサにおいて原住民の改宗が進んでいることに触れたとともに、「政庁は、最終的に、キリスト教と文明の進展について、統治原則 (beginselen van bestuur) の修正を準備することになるだろう」と、指摘していた [Margadant 1891: 12]。

VII 誰が原住民か——1854 年の法案 112 条をめぐる下院審議

委員会からの二度にわたる答申を受け、政府は更なる修正を経た法案を議会へ提出した。植民地相パフトは、法案提出にあたって委員会の最終答申に対する政府の覚書を添えていた。政府は、ヨーロッパ人と同等視される者に関する規定を 112 条 2 項に、原住民規定を 3 項に設けた。この法案における規定も、以前の規定を踏襲しており、したがって宗教基準が維持されることになる。事実、植民地相は「同等視の基準としての宗教を放棄することなしに」112 条を提案したことを認めていた [Handelingen II 1853–1854: 463]。

しかし、彼は「この条項 [112 条] に他の表現を加え」たことにも触れていた [loc. cit.]。112 条には、原住民キリスト教徒に関して新たに 4 項が加えられていた。

原住民キリスト教徒は原住民の首長の権威に服属しつづける。そして諸税 (regten), 諸公課 (lasten) 及び賦役 (verpligtingen) に関する、〔原住民キリスト教徒は〕中央、地方、及び自治体の諸規定と規則に対して、キリスト教を信仰告白していない原住民同様に服すものとする。[ibid.: 500]

4 項は、宗教基準を維持しながらその実質的な意義を剥奪するとともに、委員会の懸念していた賦役に関する規定を盛り込んでいた。112 条 4 項と呼応して、原住民共同体の行政に関する

る規定（74条：旧67条）について植民地相は、「原住民共同体の日常的な行政に関する限り、キリスト教を奉じる〔原住民〕共同体にも適用され続ける」との解釈を示していた〔*ibid.*: 463〕。これにより、宗教基準の維持を望む政府と、原住民キリスト教徒の賦役免除を防ぐことにより彼らを原住民共同体にとどめておきたい委員会の方針との間に妥協がはかられた。

法案は下院の審議にかけられた。議事録からは、その後109条の有する重要性とは対照的に、植民地相に対する質問を行った議員が一人しかいなかつたことがわかる。

下院議員ファン・エック（Van Eck）は、原住民規定の明確化をパフトに求めた。

〔この条項において〕 誰が原住民であるかを法律において述べてはならないのか。私は、ヨーロッパ人とキリスト教徒とが同等視されるのであって、原住民と〔キリスト教徒とが同等視されるの〕ではないことを理解している。原住民とは、すなわち、アラブ人、モル人、中国人、そしてすべてのイスラム教徒または異教徒である。しかし、何が原住民であることなのかは、どこにも述べられていない。……ヨーロッパ人とも原住民とも同等視されない者は、ユダヤ人（Israëlit）である。……したがって、私は原住民によって何を意味するのかを理解できない。〔*Handelingen III* 1854: 1441〕

ファン・エックの質問は、ユダヤ教徒が「異教徒」に該当する場合、ユダヤ人が原住民と同等視される者に分類される可能性を質したものであった。植民地相は、これに対して、ユダヤ教徒が「条文の精神」に則れば原住民規定には該当しないこと、したがって、112条2項の適用を受けてヨーロッパ人とみなさるとの答弁を行った。つまり、「ユダヤ人」は原住民規定中の「異教徒」に属するのではなく、ヨーロッパ人規定中の「次項〔原住民規定〕に該当しないすべての人物」に属する、というのが植民地相の見解であった。パフトは続けて、「ヨーロッパ人あるいはそれと同等視される者との対比において、原住民とは土着の住民（inheemsche bevolking）を意味している」ことを説明した〔*ibid.*: 1442〕。

だが、ファン・エックは、112条の文言のみからは、「誰が原住民であるかを理解できない」と、明確な定義を再び求めた。これに対するパフトの答弁は、112条の住民区分規定に内在する問題点を照らし出していた。

もし、ファン・エック氏の見解が正当なものだとするならば、それでは同じことがヨーロッパ人に関しても該当せねばならない。なぜなら、そこ〔112条2項〕では、誰がヨーロッパ人なのかは、誰が原住民であるかと同様に述べられていないからである。〔*loc. cit.*〕

質疑は植民地相のこの発言で打ち切られ、この後112条の採決が行われた。可決された112条は、他の条項の修正を受けて最終的に109条となった。

ファン・エックに対する答弁でパフトが指摘しているように、「ヨーロッパ人」と「原住民」

という法的区分は、ヨーロッパ人が誰であり、原住民とは誰であるのか、という住民区分の根底に横たわる問いに解答を与えるものではなかった。109条の住民区分は、ヨーロッパ人あるいは原住民という存在を前提としたうえで、いずれかの範疇に該当する者を分類したのであった。

誰がヨーロッパ人あるいは原住民であったのか。この点に関して、109条に関する研究は、当時の東インドにおいて誰がヨーロッパ人であり、誰が原住民であるかということは、明確な定義を必要としないほど自明なことであったという見解で一致している。マルハダントは「主要な区別は現実であった」と述べ、デ・ラウテルは、両者の間は「自然に引かれた境界」によって区分されていたと述べている [De Louter 1914: 132; Margadant 1891: 22]。

VIII 地位の移行の可能性

それでは、原住民がヨーロッパ人と同等視される可能性は109条から完全に排除されていたのだろうか。統治法の成立時点で、原住民がヨーロッパ人に移行する手段は、総督令による同等視、婚姻に伴うオランダ国籍の取得、帰化によるオランダ国籍の取得、認知という手段が存在していた [Engelbrecht 1940: 67–68]。

統治法109条5項は例外規定である。5項は、「総督が蘭印評議会との合意において、この条項に定められた規則に例外を設けることができる」と述べている。この規定を根拠とする総督令により、原住民がヨーロッパ人と同等視される可能性が残されていた。総督令による同等視は行政裁量のため、手続きや基準に関して明確な規則が設けられているわけではない。しかし、1884年の司法長官 (Directeur van Justitie) の通達から総督令による同等視の基準を窺がうことができる。通達には同等視の基準としてキリスト教の信仰告白、オランダ語の十分な読み書き能力、ヨーロッパ的思考と習慣の中での成育、ヨーロッパ社会への完全な適合といった要件が示されていた [Prins 1933: 676]。

総督令に基づきヨーロッパ人と同等視された原住民に対しては、ヨーロッパ人同様に住民登録 (burgelijke stand) を行う法的義務が生じる。東インドに導入された民法典6条の規定に基づき、登録に際しては総督の同意を得て姓を名乗らなければならなかった [Engelbrecht 1940: 185–187; De Louter 1895: 512–514]。同等視の効力は子孫に及び、姓も継承される。同等視が最終的に許可された者の姓名は官報 (staatsblad) に記載されたことから、彼らは「官報上のヨーロッパ人 (Staatsblad-Europeanen)」と呼ばれるようになった。

第二の手段は婚姻に伴うオランダ国籍の取得による地位の移行である。オランダ人と原住民との婚姻は、「雑婚 (gemengde huwelijk)」と呼ばれた。東インドに施行された民法典からは、婚姻に伴うオランダ国籍の取得と喪失に関する条項が削除されていた。したがって、婚姻に伴

う国籍の取得と喪失は、本国の民法典における 5 条から 12 条までの国籍規定に準拠した。民法典 6 条は、「外国人はオランダ人との婚姻によってオランダ国籍を取得する」と、婚姻に伴うオランダ国籍の取得を定めていた。また、11 条 1 項は、「オランダ人女性は非オランダ人との婚姻を挙げることによってオランダ国籍を喪失する」と、オランダ国籍の喪失規定を述べている。¹²⁾

これらの規定によれば、オランダ人男性と原住民女性が法律上の婚姻を挙げた場合、原住民女性は民法典 6 条の規定に従いオランダ国籍を取得した。オランダ国籍の取得は法律上オランダ人を意味するため、原住民女性はヨーロッパ人の地位へ移行した。同様に、オランダ人女性が原住民男性と法律上の婚姻を挙げた場合、オランダ人女性は民法典 11 条 1 項の規定に基づきオランダ国籍を喪失することとなり、その結果原住民の地位へ移行した。また、11 条 2 項の規定に従えば、オランダ人女性は原住民男性との離婚の後、地方自治体当局への届け出によりオランダ国籍を再取得することが可能であった。

第三の可能性は、帰化によるオランダ国籍の取得である。婚姻によるオランダ国籍の取得または喪失に伴う地位の移行は、女性のみに該当する手段であった。国籍規定は父系制原理を前提としており、妻は夫の国籍に従うことが当然とみなされていたためである [De Groot en Tratnik 1986: 60]。¹³⁾ 原住民男性にとってオランダ国籍を取得する唯一の可能性は、帰化であった。1850 年の国籍法は、帰化を 23 歳以上、本国あるいは植民地での 6 年間の継続居住、及び更なる継続居住の意思表明を要件とする例外的措置と定めていた。¹⁴⁾

1850 年の国籍法は植民地の原住民にオランダ国籍を付与しておらず、原住民が帰化によりオランダ国籍を取得するためには本国に移住した上で要件を満たす必要があった。しかし、これには二つの困難があった。第一に、当時の交通事情である。本国と東インド間の交通事情は、スエズ運河の開通以前であるため、長期の渡航期間と多額の費用に備えなければならなかつた。第二に、仮に本国に移住して要件を満たしたとしても、帰化は例外的措置とみなされていた。帰化審査の際に行政当局は、申請者がオランダ社会に適応しているか、さらに生計手段及び社会的な評判を検討した上で最終的な許可を判断していた。これらの事情を考慮すると、原住民の帰化は統治法成立時点では不可能であった。

第四に、認知がある。現地妻を娶るニャイ制度の副産物ともいえる「雑婚」により出生した子は、「欧亜混血」あるいは「印欧人」(Indo-Europeanen または単に Indo) と呼ばれ、混血の等級に応じた呼称が存在していた [De Haan 1922: 542]。認知を含めた「雑婚」による子の法的地位は、次のとおりである（表 3）。

12) 1850 年国籍法は、公法上のオランダ国籍、すなわち市民権を享受する要件としての国籍規定であり、婚姻に伴う国籍の取得並びに喪失規定を設けていなかった。

13) この国籍法上の男女不平等は 1985 年の改正まで継続した。

14) 1850 年国籍法 5 条及び 7 条。

表3 統治法施行時（1855年）における欧亜混血児の法的地位

		オランダ人男性と原住民女性との婚姻			オランダ人女性と原住民男性との婚姻		
子		嫡出	認知	非嫡出	嫡出	認知	非嫡出
法的地位	国籍 統治法上	オランダ人	オランダ人	—	—	—	オランダ人
		ヨーロッパ人	ヨーロッパ人	原住民	原住民	原住民	ヨーロッパ人

出所：筆者作成

オランダ人男性と原住民女性との正当な婚姻に基づく嫡出子は、国籍法上オランダ国籍を、統治法上はヨーロッパ人の地位を取得した。オランダ人男性と原住民女性との間に生まれた非嫡出子（natuurlijk kind）に対しては、「ヨーロッパ人に対する住民登録規則（Reglement voor den Burgerlijken Stand voor Europeanen）」42条の適用を受け、父の認知に伴いオランダ国籍の取得と統治法上のヨーロッパ人の地位を取得する法的効果が生じた。非嫡出子にはオランダ国籍が付与されず、統治法上は原住民の地位にとどまった。

これとは反対に、原住民男性とオランダ人女性との婚姻も、わずかであるが存在していた。両者の正当な婚姻による嫡出子は、原住民の地位にとどまった。非嫡出子は、父の認知により原住民の地位を得るか、オランダ人母の認知によりオランダ国籍を取得することでヨーロッパ人の地位を得た。ここでのオランダ人女性とは、欧亜混血の女性がほとんどであった。オランダ国籍の喪失と原住民の地位への移行を避けるため、原住民男性と正規の婚姻関係を結ばずに「同棲」状態にとどまる印欧人女性も存在していた [Prins 1933: 678]。

以上の法的な地位の移行において実数を把握しやすいものが総督令による同等視である。これは、同等視を許可された者の氏名が官報に記載されたためである。1871年から1890年までの20年間に「官報上のヨーロッパ人」は233名を数えた [Hekmeijer 1892: 127]¹⁵⁾ 初期の「官報上のヨーロッパ人」のほとんどが原住民キリスト教徒であり、モルッカなどの地域に集中していた。その後同等視の数は原住民に対する教育の普及や本国での倫理政策を背景に増大していく、1915年の官報257号には211名の同等視された人物が記載されることとなった [Dekker en Van Katwijk 1993: 49]。

IX むすびにかえて —— その後の展開

ここまでオランダによる東インド統治を、統治法の制定過程及び住民区分から検討してきた。ここで改めて論点を整理するとともに、残された検討課題について概観していく。

15) 1871年からの10年間に15名、その後の10年間では218名の同等視が生じている [Hekmeijer 1892: 127]。

オランダ政府は、東インドに対する統治原則を「平和的手段によるオランダの権力の維持」及び「原住民の安寧を維持しつつ、オランダに物質的利益を確保する」とこと位置付けていた [Handelingen II 1853–1854: 163]。植民地統治の原則の確立にあたっては、本国の自由主義者による憲法の立憲主義的改正が背景にあった。しかし、本国での政治的原理の転換は、立憲主義に依拠した法の支配を植民地に浸透させる一方、他方では市民権や集会・結社・出版の自由といった権利を制限することにより、統治への参加という自己立法的側面を排除していた。

統治法による住民区分は、このようにして確立された統治原則と関連していた。「居住資格」による住民区分は、植民地への入国及び植民地内部での人の移動の管理を目的としていたが、そこには「オランダの主権」の確立と結び付いた「入植／植民地化」の進展を促す意図が込められていた。「国籍」による住民区分は、植民地に「入植」してくる住民や居住者をオランダ人と外国人とに区分することで、居住資格の要件を差別化することと関連していた。「民族籍」の区分は、植民地の司法および行政を「ヨーロッパ人」と「原住民」とに区分することで間接統治に根拠を与える一方、「原住民」をデサ（村落）に拘束したうえで、強制栽培や賦役を通じて「オランダに物質的利益」を供給し続けることが意図されていた。

住民区分が植民地統治の観点から検討されていたことに加えて、統治法 109 条の立法過程からは、植民地住民を認識する枠組みに転換の生じていたことを指摘することができる。オランダ本国の憲法改正が、信教の自由を保障することで宗教に関わりなくオランダ国民という均質な住民の形成を意図していたことと対応するように、植民地の「原住民キリスト教徒」をめぐる議論においても、宗教基準に対して「民族籍」の基準が住民認識の枠組みとして採用されていた。

マルハダントが説明していたように、109 条は東インドの行政と司法の全体系と密接に結びついていたのみならず、農業政策、労働政策、土地問題など広範にわたる争点と関連していた。その後の 109 条の変遷は、オランダ植民地統治の展開を理解するうえで重要な問題を提起しているが、ここでは人種と文明及び国籍という三つの観点から 109 条の変遷を概観することにより、今後の検討課題を提示しておこう。

統治法の立法過程では「人種」という言葉は用いられていなかったが、「ヨーロッパ人」と「原住民」という住民区分は、20 世紀初頭には「人種区分 (rasonderscheid)」として明確に意識されるようになる [Van der Wal 1966: 832]。人種概念の浸透は 109 条及び東インド社会に影響を及ぼしていく。日蘭通商航海条約の締結を受けて 1899 年に成立した「日本人法 (Japanerwet)」は、日本人をヨーロッパ人と同等視することで 109 条の「人種基準」に例外を設けると同時に、これに反発した中華系住民の民族意識の覚醒を促すこととなった [Lijnkamp 1938]。また植民地の社会を構成する印欧人と原住民との地位は、人種の純粹性という視点の導入に伴い転倒していく [Stoler 1995]。オランダ本国における人種概念の形成と展開という文

脈に109条を位置付けることは、植民地認識を明らかにするために不可欠だろう。

次に文明概念の位置付けがある。統治法の立法過程では、文明はキリスト教の観点から言及されていた。ファン・ホエファルに代表されるキリスト教と文明を同一視する見解は、原住民キリスト教徒の法的地位及びジャワの困窮民の問題を契機とする倫理政策において重要な位置を占めるようになっていく。しかし、文明概念は、宗教とのみ結びついていたのではない。それは宗教と異なる価値にも親和性を示していた。例えば、「日本人法」の成立は、日本の領事裁判権回復を契機とする法律であった。領事裁判権回復の前提として欧米諸国が日本に要求していたことこそ、「文明国」にふさわしい司法制度の整備であった。

法制度を文明との関連で理解することは、1925年の統治法改正に反映することになる。この改正では、「原住民」の範疇から中華系住民を中心とする「外来東洋人（Vreemde Oosterlingen）」の区分が独立した（第163条）。¹⁶⁾さらに、ヨーロッパ人と同等視される者に、オランダ本国と同様の家族法を採用する国の出身者という新たな基準が加えられた。オランダ本国と同様の家族法とは、婚姻形態における一夫一婦制を主要な特徴としており、この基準に従い日本人、トルコ及びシャム国籍保持者もヨーロッパ人と同等視されることになった。

国籍による住民区分も109条の変遷に影響を与えていく。1850年の国籍法では植民地の原住民に対して国籍は与えられなかった。1892年の国籍法改正では、オランダ国籍を保持しない者が外国人と規定されることにより、植民地の原住民はオランダの統治に服しながら、国籍上は外国人とみなされる事態が生じた。このため、植民地の原住民が国際法上オランダに帰属することを明確にするため、1910年には「非オランダ人のオランダ臣民権法」が成立することとなる。¹⁷⁾これにより、植民地に居住する原住民及びそれと同等視される者は、「非オランダ人のオランダ臣民」という地位を国籍上取得することになった。

だが、本国では国籍の取得が市民権を享受する要件とされていたのに対し、「臣民権（onderdaanschap）」とは統治に参加する権利を保持しない成員資格であった。日本や中国の動向と、東インド領内での民族主義運動を受けつつ、109条による住民区分は、統一法典の適用とアダット学派との論争としてオランダ本国では議論されていく。論争は、植民地統治の観点から現状維持・自治付与・独立の容認といった異なる選択肢についても触れていた。他方、東インドでは、統治に参加する主体として、「原住民」を「インドネシア人」に、「臣民」を「国民」へと転換する要求が高まっていくのである。「原住民」あるいは「臣民」の政治的主体への転換

16) 統治法施行の翌1856年には、主として商取引上の便宜という観点から、家族法及び相続法を除くオランダ民法と商法が一部の「外来東洋人」に適用され、1919年に「外来東洋人」の区分は中華系住民と非中華系住民とに細分化されるとともに、中華系住民はほぼ全面的にオランダ私法の適用を受けることとなった [Engelbrecht 1940: 167–174]。

17) オランダ語の名称は、Wet houdende regeling van het Nederlandsch onderdaanschap van niet-Nederlanders という。

吉田：オランダ植民地統治と法の支配

における障害こそが、「ヨーロッパ人」と「原住民」という住民区分であった。

参考文献

- アンダーソン, ベネディクト. 1997. 『増補想像の共同体』白石さや; 白石 隆(訳). 東京: NTT出版. (原著 Anderson, Benedict. *Imagined Communities*. London: Verso. 1991)
- André de la Porte, Gilles R. 1933. *Recht en Rechtsbedeeling in Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Gebroeders Belinfante.
- Anonymous. 1853. *Antwoord op de Aanmerkingen van den Heer Cornets de Groot, op het Ontwerp van Wet tot Vaststelling van een Reglement op het Belied der Regering van Nederlandsch Indie, door Een oud Oost-Indisch Ambtenaar*. 's-Gravenhage: Gebroeders Belinfante.
- Bijlagen. 1903. *Bijlage A der Momeorie van Toelichting: Wijziging artt. 75 en 109 en Intrekking art. 86 v. h. Regeeringsreglement van Nederlandsch-Indië*.
- Carpentier Alting, Johannes H. 1926. *Grondslagen der Rechtsbedeeling in Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- Commissie. 1848. *Ontwerp van Gewijzigde Grondwet van het Koningrijk der Nederlanden benevens het Verslag der Commissie aan den Koning*. 's-Gravenhage: Gebroeders Belinfante.
- . 1920. *Verslag van de Commissie tot Herziening van de Staatsinrichting van Nederlandsch-Indië*. Weltevreden: Landsdrukkerij.
- . 1941. *Verslag van de Commissie tot Bestudeering van Staatsrechtelijke Hervormingen I*. Batavia: Landsdrukkerij.
- . 1942. *Verslag van de Commissie tot Bestudeering van Staatsrechtelijke Hervormingen II*. New York.
- Cribb, Robert, ed. 1994. *The Late Colonial State in Indonesia: Political and Economic Foundations of the Netherlands Indies 1880–1842*. Leiden: KITLV Uitgeverij.
- Dekker, Albert; en Van Katwijk, Hanneke. 1993. *Recht en Rechtspraak in Nederlands-Indië*. Leiden: KITLV Uitgeverij.
- Doel, H. Wim. van den. 1994. *De Stille Macht: Het Europese Binnenlands Bestuur op Java en Madoera, 1808–1942*. Amsterdam: Uitgeverij Bert Bakker.
- . 1996. *Het Rijk van Insulinde: Opkomst en Ondergang van een Nederlandse Kolonie*. Amsterdam: Prometheus.
- 江守五夫. 1966. 「英蘭両国のインドネシア支配とアダット法」『現代アジアの革命と法(上)』仁井田記念講座・編集委員会(編), 81–102 ページ所収. 東京: 勁草書房.
- Engelbrecht, Willem A. 1940. *De Nederlandsch-Indische Wetboeken*. Leiden: A. W. Sijthoff's Uitgeverij N. V.
- Fasseur, Cornelis (Cees). 1992a. *The Politics of Colonial Exploitation*. Ithaca: Cornell University.
- . 1992b. Hoeksteen en Struikelblok. *Tijdschrift voor Geschiedenis* 105: 218–242.
- 深見純生. 1997. 「『印欧人』の社会政治史」『東南アジア研究』35(1): 31–54.
- Groot, Gerald-Rene de; en Tratnik, M. 1986. *Nationaliteitsrecht*. Zwolle: W. E. J. Tjeenk Willink.
- Haan, Frederik de. 1922. *Oud Batavia*. Batavia: G. Kolff & Co.
- Handelingen I. 1851–1853. *Handelingen der Staten-Generaal over het ontwerp van wet tot vaststelling van het reglement op het beleid der regering van Nederlandsch Indie*.
- Handelingen II. 1853–1854. *Handelingen der Staten-Generaal over het ontwerp van wet tot vaststelling van het reglement op het beleid der regering van Nederlandsch Indie*.
- Handelingen III. 1854. *Handelingen der Staten-Generaal over het ontwerp van wet tot vaststelling van het reglement op het beleid der regering van Nederlandsch Indie*.
- Hasselt, Willem. J. C. van. 1979. *Verzameling van Nederlandse Staatsregelingen en Grondwetten*. Alphen aan den Rijn: Samsom Uitgeverij.
- Hekmeijer, Francisus C. 1892. *De Rechtstoestand der Inlandsche Christenen in Nederlandsch-Indië*. Utrecht: P. Den Boer.

- Kleintjes, Philip. 1911. *Het Staatsrecht van Nederlandsch-Indië*. Amsterdam: J. H. De Bussy.
- Lijnkamp, Henricus A. F. 1938. *De "Japannerwet."* Utrecht: N. V. A. Oosthoek's Uitgevers-Maatschappij.
- Louter, Jan de. 1895. *Handleiding tot de kennis van het Staats- en Administratief Recht van Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- . 1914. *Handboek van het Staats- en Administratief recht van Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- Margadant, Chr. Willem. 1891. Artikel 109 van het Regeerings-Reglement voor Nederlandsch-Indië. *Het Recht in Nederlandsch-Indië* 56: 1-31.
- Mijer, Pieter. 1839. Bijdrage tot de Geschiedenis der Codificatie in Nederlandsch Indie. *Tijdschrift voor Néerland's Indie* 2(1): 221-296.
- . 1848. *Verzameling van Instructien, Ordonnancien en Reglementen voor de Regering van Nederlandsch-Indië*. Batavia: Lands-Drukkerij.
- ムイス, A. 1982.『西洋かぶれ——教育を誤って』松浦健二(訳). 東京:勁草書房. (原著 Moeis, Abdoel. *Salah Asuhan*. Djakarta: Balai Pustaka. 1979)
- 永積 昭. 1980.『インドネシア民族意識の形成』東京:東京大学出版会.
- Nederburgh, Izak A. 1918. Afschaffing van de Wettelijke Onderscheiding der Bevolking van Nederlandsch-Indië naar Rassen of Klassen. *Moederland en Kolonien* 17: 1-32.
- Poortinga, Eke. 1987. *De Scheiding tussen Publiek- en Privaatrecht bij Johan Rudolph Thorbecke(1798-1872)*. Nijmegen: Ars Aequi Libri.
- Prins, Willem F. 1933. De Bevolkingsgroepen in het Nederlandsch-Indische Recht. *Koloniale Studien* 17(2): 652-688.
- Stoler, Ann L. 1995. *Race and the Education of Desire*. Durham and London: Duke University Press.
- Stuurman, Siep. 1992. *Wacht op onze Daden: Het Liberalisme en de Vernieuwing van de Nederlandse Staat*. Amsterdam: Uitgeverij Bert Bakker.
- 植村泰夫. 2001.「19世紀ジャワにおけるオランダ植民地国家の形成と地域把握」『東南アジア世界の再編』(岩波講座東南アジア史5) 斎藤照子(編), 161-184 ページ所収. 東京:岩波書店.
- Wal, S. L. van der. 1966. Het Ras criterium en het Overheidsbeleid in Nederlands-Indië. *International Spectator* 20: 832-853.
- Wertheim, Willem F. 1964. *Indonesian Society in Transition*. The Hague: W. Van Hoeve Ltd.
- . 1991. Koloniaal Racisme in Indonesië: ons onverwerkt verleden? *De Gids* 154: 367-385.
- Westra, Harmen. 1927. *De Nederlandsch-Indische Staatsregeling*. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- 吉田 信. 2000.「オランダ国民の形成——1850年国籍法の検討を通して」『神戸法学雑誌』50(3): 1-56.
- . 2001.「19世紀前半のオランダにおける国民主義の形成と展開——オランダ国民をめぐる問い合わせ』『日蘭学会会誌』26(1): 17-36.
- . 2002.「オランダの憲法事情」『諸外国の憲法事情II』国立国会図書館調査及び立法調査局憲法室(編), 27-52 ページ所収. 東京:国立国会図書館.